

令和5年1月30日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,650
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 479,062
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 17,669	富士市 69,245	掛川市 31,186
伊東市 19,718	富士宮市 36,208	袋井市・森町 28,024
熱海市 10,472	静岡市葵区 70,282	磐田市 44,890
伊豆市 8,588	静岡市駿河区 58,281	浜松市中区 64,529
伊豆の国市 13,479	静岡市清水区 65,531	浜松市東区 35,367
函南町 10,552	焼津市 37,731	浜松市西区 29,574
三島市 30,264	藤枝市 39,834	浜松市南区 27,538
清水町・長泉町 20,394	牧之原市・吉田町 19,655	浜松市北区 25,478
裾野市 13,888	島田市・川根本町 28,793	浜松市浜北区 26,660
御殿場市・小山町 28,481	御前崎市 8,514	浜松市天竜区 7,844
沼津市 54,089	菊川市 12,346	湖西市 15,738